1 漁業権者の	名 称	洋野町漁業協同組合						
名称及び住所	住 所	九戸郡洋野町種市第7地割34番地1						
2 漁業権の免	内共第1号(有家川)							
許番号								
3 遊漁につい	(1) 遊漁の方法	名 称	遊漁の方法	区 域		期	間	
ての制限の範	等の制限	やまめ	餌釣り 擬餌釣り	有家川本支流	3月1日から9月30日まで			
囲			の免許区域					
		さくらます	11	II	3月1日だ	3月1日から6月30日まで		
		いわな	"	IJ	3月1日から9月30日まで			
		組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める						
		囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間			
		JR八戸線有家鉄橋下流端から下流の有家川の区 1月1日から12月31日まで						
	(a) A F a full	域						
	(3) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
			13センチメートル以下					
4 米海州の佐	E /\	いわな						
4 遊漁料の額 及びその納付	区 分 (1) 一般遊漁料	遊漁券区分 全魚種	名 称 やまめ さくら	漁具・漁法 餌釣り 擬餌釣り	日 券 500円	年 券	納付場所 組合事務所及	
方法		主思性	ますいわな		500円	5,000円	び指定販売所	
7714		ア・小学生以下は、無料とする。						
		イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。						
		ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由						
		者及び75歳以上の者を除き、300円を加算した額とする。						
5 遊漁承認証	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。							
に関する事項	(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。							
6 遊漁に際し	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。							
守るべき事項	(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。							
	(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。							
7 漁場監視員	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。							
に関する事項	(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。							
8 違反者に対	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の世界は大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大							
する措置に関	の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。							
する事項								